

令和8年4月22日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会 御中

藤枝市長 北村 正平

(公印省略)

藤枝市まちなか空き家バンクへの登録促進に係る協力について（依頼）

新緑の候、貴会におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本市行政及び空き家対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市が運用しております「まちなか空き家バンク」につきましては、これまで本市の実態調査により把握した物件を対象としてまいりました。しかしながら、市内には依然として潜在的な空き家が多数存在しており、これらを含めた流通促進を図ることが喫緊の課題となっております。

このたび、本制度の活性化及び空き家の適切な管理・流通をより一層促進するため、登録対象範囲を拡大する見直しを行いました。

つきましては、貴会会員の皆様が取り扱われる物件の中で、下記の要件を満たすものにつきまして、「まちなか空き家バンク」への登録を推進していただきたく、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 登録対象

以下の要件の全てに該当する空き家

- (1) 個人が所有するものであること（法人が所有するものではないこと。）。
- (2) 不動産取引に係る媒介契約が締結されていること。
- (3) 登録申請時点において、売買契約の締結準備中又は締結済みの物件ではないこと（※買主が既に確定している物件や、特定の相手方との交渉が具体化している物件は対象外です。）。
- (4) 建物用途が「居宅」であること（居宅以外の用途を兼ねるものも含まれます。）。

裏面に続きます

(5) 住民登録状況又は申請者から提出される書類によって1年以上空き家状態が継続していることが確認できること。

2 申請方法

以下のオンラインフォームより登録申請をお願いいたします。

登録に当たっては、あらかじめ物件の外観写真、物件情報が掲載されているウェブサイトのアドレス又は物件広告、建物登記事項証明書（全部事項証明）などが必要となります。

<https://logofrm.jp/form/Knxg/966984>



3 関連支援制度について

まちなか空き家バンクに登録された物件について、成約（売買）に至った場合には、購入者に対し、「藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金」として最大200万円（補助率2分の1）を助成する制度がございます。

登録物件の建築年次等により助成内容が異なります。詳細につきましては、下記本市住まい戦略課ホームページを御覧ください。



<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/toshikensetsu/akiya/gyomu/hojyokin/1524025341858.html>

連絡先

藤枝市都市建設部住まい戦略課 大石、梶原

電話：054-631-5750（直通）

E-MAIL：sumai@city.fujieda.lg.jp